

西宮市市民緑地設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第6章第1節に規定する市民緑地契約及び市民緑地の管理に関し、必要な事項を定め、適切かつ効率的な事務を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民緑地 法第55条第1項の規定に基づき、市が土地等の所有者と契約を締結し、設置し、及び管理する緑地をいう。
- (2) 緑地 法第3条第1項に規定する緑地をいう。
- (3) 土地等 当該市民緑地の対象となる土地又は人工地盤、建築物その他の工作物をいう。

(設置要件等)

第3条 市民緑地は別表第1の基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当する土地等であること。

- (1) 周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域。
- (2) 散策や自然観察に適するなどの良好な土地等又は地域の魅力的な景観を形成する土地等であること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた土地等。

(設置の申出)

第4条 法第55条第1項に規定する申出は、市民緑地設置申出書(第1号様式)により行うものとする。

2 土地等の所有者は、市民緑地設置申出書の提出前に該当する土地等の周辺の住民その他、別表第2に定める者と協議しなければならない。

(契約の締結等)

第5条 市民緑地の契約(以下「契約」という。)は、市民緑地契約書(第2号様式)を標準として締結するものとする。

2 契約は、使用貸借契約によるものとし、契約の期間は5年以上とする。

(施設の設置)

第6条 市長は、契約に基づき、市民緑地に、園路、広場、柵等の市民の利用及び市民緑地の保全のために必要な施設を設置することができる。

(市民緑地の管理)

第7条 市長は、市民緑地を良好に管理するものとする。

2 市長は、市民緑地の管理をするに当たり、広く市民との連携を図るものとする。

3 何人も市民緑地内では、別表第3に定める行為をしてはならない。ただし、別表第3の(9)から(13)までに掲げる行為で、市長の承認を得たものについては、この限りでない。

4 前項ただし書の承認を受けようとする者は、承認行為申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認行為決定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

6 市長は、前項の承認をするに当たり、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

7 前項の規定により承認を受けた使用者(以下「使用者」という。)が承認条件に違反する行為があったときは、市長はその承認を取消し又は制限することができる。

8 前項の規定による承認の取消し又は制限により、使用者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

(公告及び標識の設置)

第8条 市長は、契約を締結したときは、法第55条第9項の規定による公告をするほか、当該市民緑地内に次に掲げる事項を明示した標識を設置しなければならない。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 契約期間
- (4) 市民緑地内の緑地保全等に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (5) 供用開始予定年月日

2 市長は、契約を解除したときは、その旨を公告するとともに、前項の標識を撤去するものとする。

(土地等の所有者の行為の制限等)

第9条 土地等の所有者は、契約期間中に市民緑地において、当該土地等の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 土地等の所有者は、契約期間中に市民緑地において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし災害等非常時に必要な応急措置として行う行為等については、この限りでない。

- (1) 新たな工作物等の設置
- (2) 土地等の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、市民緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為

(契約に違反した場合の措置)

第10条 市、土地等の所有者のいずれか一方が契約に定める事項に違反したときは、契約の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、相当の期間を定めて契約を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間が経過したにもかかわらず、なお、違反の状態が継続しているときは、契約を解除することができる。

3 前2項の措置に要した費用は、契約に違反した者が負担するものとする。

(期間満了後の土地等の返還等)

第11条 土地所有者は、第1項に規定する市民緑地契約を同一の条件で期間を更新しないときは、当該市民緑地契約の期間が満了する6カ月前までに、契約を更新しない旨の申出をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により土地等を返還することとなったときは、第6条に定める施設及び第8条に定める標識等を速やかに撤去するものとする。

3 前項の場合において、市長は、第6条に定める施設について、当該土地等の所有者の申出により、所有者に譲渡することができる。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条)
西宮市民緑地設置基準

項目	基準
面積	300平方メートル以上であり、一団となっていること。
位置	(1) 市街化区域にあること。 (2) 周辺に都市公園がない土地であること。
境界	(1) 土地の境界が確定し、所有権が明確であり、市民緑地設置に支障がないこと。 (2) 樹木の樹形が敷地内にあり、現状で樹木の枝などが隣地に越境していないこと。 (3) 管理に支障となる隣地からの樹木などが、越境していないこと。
緑地環境	(1) 自然とのふれあいなど市民が利用できる良好な土地等であること。 (2) 建築物は市民緑地に含むことはできない。
権利等	所有権以外の他の地上権、賃借権その他の使用収益権(市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く)等の一切の権利が設定されていないこと。
占用物件等	原則として移転又は除去されていること。 ただし、市民の利用に支障のない既設の工作物、電柱や街路灯等の公共物及び緑地と一体となって良好な環境を形成する歴史的建造物等についてはこの限りではない。
接道	(1) 公開及び利用に支障がなく使用できる公道に接していること。 (2) 管理用車両が通行できること。
安全性等	(1) 公開及び市民の利用に支障のない土地の形状であること。 (2) 隣接する土地との境界が柵等で明らかであり、公開及び市民の利用に支障のないこと。 (3) 急傾斜地危険崩壊箇所、土砂災害警戒区域等に指定されていないこと。 (4) 大規模な施設整備の必要がなく、公開及び市民の利用に支障のないこと。 (5) 市が安全性に問題があると認めた場合は、契約締結前に法面整正、擁壁、フェンスの設置等の必要な防災工事を土地等の所有者において施工すること。 (6) その他市長が必要と認める安全性の確保のための措置がなされていること。
管理等	(1) 管理に多大な費用を必要としない土地等であること又は市民緑地設置の要望が高く、設置後に土地等の所有者及び市民との連携により、管理費の低減の期待がもてる土地等であること。 (2) 施設整備に伴う土地の改変に土地等の所有者の理解が得られる土地等であること。

別表第2(第4条関係)

設置の申出(住民等との協議)

第4条 第2項に規定する協議の対象は次に掲げる者とする。
(1) 申出の土地等に隣接する土地及びその土地に建築された建築物の所有者及び占有者
(2) 申出の土地等の部分が含まれる町の住民が地縁に基づいて形成した団体

別表第3(第7条関係)

市民緑地内での禁止行為

項目
(1) 市民緑地の土地又は施設を損傷又は汚損すること。
(2) 植物を採取又は損傷すること。
(3) 土石又は竹木を堆積すること。
(4) 土石の採取又は土地の形質を変更すること。
(5) 鳥獣魚類の捕獲又は殺傷すること。
(6) 飼い犬等の放し飼い、又は糞を放置すること。
(7) 火気を使用すること。
(8) 喫煙又はそれに類する行為をすること。
(9) 立入禁止区域へ立入ること。
(10) 指定された場所以外の場所に車両を進入させること。
(11) 貼紙又は公告物等を表示又は散布すること。
(12) 露天商等による販売行為、集会その他これに類する行為をすること。
(13) 業として写真又は映画等を撮影すること。
(14) その他公共の福祉に反し、管理上支障がある行為